

事 務 連 絡

平成31年4月22日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」
の活用について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく基本構想制度における課題に対応するため、平成30年11月より施行された改正バリアフリー法において、移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）制度を創設するとともに、おおむね5年ごとにマスタープランや基本構想を見直す規定や、都道府県の関与を強化する規定、マスタープラン制度において地区内の公共交通事業者及び道路管理者からの施設設置に係る届出制度を設けることとしたところ。

今般、平成30年度に開催した学識経験者、障害当事者等との検討会における、基本構想の見直し方法の検討や都道府県が効率的・効果的な関与を行う際のポイントの整理、施設間連携による一体的なバリアフリー化の事例収集等を踏まえ、既存の基本構想及びマスタープランに関するガイドブック及びマニュアルを一つに統合するとともに、内容の見直し及び拡充を図り、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」として新たに作成した。

については、本ガイドラインの積極的な活用について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。